

黒石市民文化会館管理運営規則をここに公布する。

平成26年3月27日

黒石市教育委員会教育長 阿保淳士

黒石市教育委員会規則第3号

黒石市民文化会館管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市民文化会館条例（昭和57年黒石市条例第14号。以下「条例」という。）第9条及び市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則（昭和58年黒石市規則第6号）第3条第4号の規定に基づき、黒石市民文化会館（以下「文化会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 文化会館に館長を置く。

(職員の職務)

第3条 館長は、館務を掌理する。

(使用時間)

第4条 文化会館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、1時間を超えない範囲内において、使用時間を延長することができる。

2 使用時間には、準備及び原状に復す時間を含むものとする。

(使用期間)

第5条 文化会館の使用期間は、同一使用につき引き続き3日を超えることができない。ただし、教育長が必要と認めたときは、この限りでない。

(休館日)

第6条 文化会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたと

きは、臨時に変更することができる。

(1) 毎週月曜日（その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
（使用の手続き）

第7条 文化会館を使用しようとする者は、次の各号に定める日までに黒石市民文化会館使用許可申請書（様式第1号）を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、教育長が必要と認めたときは、この限りでない。

(1) ホール及び楽屋 使用の日の14日前まで

(2) リハーサル室及び練習室 使用の日の3日前まで
（許可書の交付等）

第8条 教育長は、文化会館の使用を許可したときは、黒石市民文化会館使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 前項の規定により許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用当日、許可書を係員に提示したのち使用するものとする。

（使用料の納付）

第9条 使用者は、条例第5条に定める使用料を、許可書を受ける際に納付しなければならない。

2 第4条第1項ただし書の規定により使用時間を延長した場合の使用料は、当該使用終了時までには納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が使用する場合の使用料は、当該使用終了後30日以内に納付することができる。

（使用料の還付）

第10条 条例第5条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、黒石市民文化会館使用料還付申請書（様式第3号）に許可書を添えて、教育長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第11条 条例第5条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、黒石市民文化会館使用料減免申請書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第12条 使用者又は入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を転貸し、若しくは譲渡しないこと。

- (2) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (3) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示しないこと。
- (4) 所定の場所以外において喫煙し、若しくは飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (5) その他文化会館の管理運営上、必要な指示に反する行為をしないこと。

(原状回復)

第13条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。条例第6条第1項の規定により、使用を取り消され、又は使用を制限されたときも同様とする。

2 使用者は、前項の義務を履行できないときは、原状回復に要する経費を負担しなければならない。

(使用中止の届出)

第14条 使用者は、文化会館の使用を中止しようとするときは、黒石市民文化会館 使用中止届（様式第5号）に許可書を添えて、教育長に届け出なければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号 (第7条関係)

許可番号 第 号

黒石市民文化会館使用許可申請書														
枝番	年月日		曜	使用箇所	使用時間	使用料 (円)	割増使用料 (円)	計(円)						
合 計 金 額														
催物の名称														
催物の種類														
会場責任者		(氏名)				(連絡先)								
特定の後援団体や共催団体がある場合はその団体の名称														
使用時間帯		入 場 券 の 発 行												
区分	時間	有	金額(円) 又は種類		座席指定	枚数 (枚)	そ の 他	種 類	座 席 指 定	枚数 (枚)				
			前 売 券	当 日 券							整 理 券	招 待 券	会 員 券	
仕 込 み	1回目	料					券の発行所							
	2回目													
サ レ ハ ー	1回目													
	2回目													
開 場	1回目													
	2回目													
開 演	1回目		パンフレット等の販売				上演での 火気使用	喫 煙						
	2回目		構内の看板掲示					裸 火						
終 演	1回目		食 事 ・ 飲 食					スモーク						
	2回目													
終 了	1回目					許 可 条 件	1. 黒石市民文化会館条例及び同規則を厳守すること。							
	2回目		2. 使用時間には、準備及び原状に復す時間も含むこと。											
舞台責任者		特別の設備や搬入する特殊な物件など												
照明責任者					名 称	規 格	員 数							
音響責任者														
打合予定日														
記 録	区分	処 理 月 日	使用料の精算			通知書番号	金 額	納入月日						
	受付	月 日	使用料の合計			第 号	円	月 日						
	決裁	月 日	附属設備等使用料			第 号	円	月 日						
	許可	月 日	計				円							
上記のとおり使用したいので申請します。 年 月 日														
申 請 者	住 所 〒													
													
	団 体 名													
													
氏 名														
.....														
電 話														
.....														
黒石市教育委員会教育長 様														

様式第2号（第8条関係）

許可番号 第 号

黒石市民文化会館使用許可書										
枝番	年月日		曜	使用箇所	使用時間	使用料(円)	割増使用料(円)	計(円)		
合計金額										
催物の名称										
催物の種類										
会場責任者		(氏名)			(連絡先)					
特定の後援団体や共催団体がある場合はその団体の名称										
使用時間帯		入 場 券 の 発 行								
区分	時間	有	金額(円)又は種類		座席指定	枚数(枚)	その他	種類	座席指定	枚数(枚)
			前売券	当日券						
仕込み	1回目	料								
	2回目									
サレハ	1回目									
	2回目									
開場	1回目									
	2回目									
開演	1回目		パンフレット等の販売				上演での火気使用	喫煙		
	2回目		構内の看板掲示						裸火	
終演	1回目		食 事 ・ 飲 食					スモーク		
	2回目									
終了	1回目					許可条件	1. 黒石市民文化会館条例及び同規則を厳守すること。			
	2回目		2. 使用時間には、準備及び原状に復す時間も含むこと。							
舞台責任者		特別の設備や搬入する特殊な物件など								
照明責任者					名称	規格	員数			
音響責任者										
打合予定日										
使用料の精算		通知書番号		金額		納入月日		特記事項		
使用料の合計		第 号		円		月 日				
附属設備等使用料		第 号		円		月 日				
計				円		月 日				
上記のとおり使用を許可します。						年 月 日				
申請者	住所 〒									
									
	団体名									
	氏名									
電話										
黒石市教育委員会教育長 印										

様式第4号（第11条関係）

黒石市民文化会館使用料減免申請書

年 月 日

黒石市教育委員会教育長 様

〒

団体名

申請者 住 所

氏 名

㊞

電 話

黒石市民文化会館条例第5条第3項による使用料の減免を受けたいので申請します。

催物名称				
使用目的				
使用室名	楽屋、リハーサル室、練習室			
使用許可	年 月 日	午前 午後	時 分	～ 年 月 日 午前 午後 時 分
申請事項	使用申請書提出 年 月 日			
使用料の減免	使用料	減免額	納付額	備 考
	円	円	円	
添付書類	黒石市民文化会館使用許可申請書			

※ 上記申請により減免してよろしいか。

決 裁	館長					受 付	年 月 日
						受付番号	第 号
						許 可	年 月 日

様式第5号（第14条関係）

黒石市民文化会館使用中止届

年 月 日

黒石市教育委員会教育長 様

〒

団体名

申請者 住 所

氏 名

㊞

電 話

次のとおり黒石市民文化会館使用中止届を提出します。

使 用 許 可	年 月 日 許可第 号
使用予定日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで
使用中止の理由	
添 付 書 類	黒石市民文化会館使用許可書

決 裁	館 長					受 付	年 月 日
						受付番号	第 号
						許 可	年 月 日